

福井大学動物実験委員会規程

平成17年3月2日

福大規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、福井大学動物実験規程（平成19年福大規程第2号以下「動物実験規程」という。）第5条の規定に基づき、福井大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画の関係法令・指針等及び動物実験規程への適合性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究・国際担当）
- (2) ライフサイエンス支援センター長
- (3) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 2名
- (4) 実験動物に関して優れた識見を有する者 1名
- (5) その他学識経験を有する者 1名

2 前項第2号から第5号までに掲げる委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事（研究・国際担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会（持ち回り開催を含む。）は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。

4 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(小委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務部松岡キャンパス総務室において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成17年4月1日福大規程第53号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、学長から委嘱されている委員については、この規程に基づき委嘱されたものとみなす。

附 則 (平成19年1月10日福大規程第2号)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成19年4月1日福大規程第32号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月21日福大規程第59号)

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月20日福大規程第8号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。